

小笠原諸島振興開発計画

(平成 21 年度 ~ 平成 25 年度)

(素案)

平成 21 年 9 月

目 次

小笠原諸島振興開発計画

第 1	小笠原諸島振興開発の基本的考え方	1
1	小笠原諸島の特性	1
2	成果及び課題	1
3	今後の方向	2
4	計画期間	4
5	目標人口	4
6	施策や事業の目標設定及び評価	4
7	島別の対処方針	4
第 2	振興開発事業計画	5
1	土地の利用に関する事項	5
2	道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項	8
3	地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項	9
4	住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地 又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項	9
5	自然環境の保全及び公害の防止に関する事項	11
6	防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項	12
7	教育及び文化の振興に関する事項	12
8	観光の開発に関する事項	12
9	国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項	13
10	小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項	13
11	小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の 関係者間における連携及び協力の確保に関する事項	14
12	その他帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関 し必要な事項	14

第1 小笠原諸島振興開発の基本的考え方

1 小笠原諸島の特性

(1) 地理的・自然的特性

小笠原諸島は、東京から南に約 1,000 km 離れた太平洋上に位置し、父島・母島列島を中心に 30 余りの島々から構成され、中でも、沖ノ鳥島は我が国最南端、南鳥島は我が国最東端に位置する。

同諸島の存在により、我が国の排他的経済水域の約 3 割という広大な海域を確保しており、海洋基本法（平成 19 年法律第 33 号）に基づく海洋基本計画（平成 20 年 3 月 18 日閣議決定）に明記されているように、海上交通の安全の確保、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等、国の安全上及び経済上重要な役割を担っている。

同諸島は、亜熱帯に位置し、気温の変化が少ない海洋性気候であるが、台風の常襲地域でもある。

また、島の成立以来、一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島で、多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島しょ生態系を形成するとともに、特異な地質・地形を有するなど世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫である。

なお、大部分の地域は国立公園に指定されており、都民をはじめとし、訪れる人々にとって自然と触れ合う癒しの場である。

(2) 歴史的・社会的特性

小笠原諸島は、19 世紀になって欧米の捕鯨船などが寄港するようになり、欧米人やハワイ人が移住してきた歴史がある。このため、南洋踊り、小笠原民謡等にみられるように、太平洋の島々との交流によりもたらされた文化と日本の文化が融合した、独特の文化が存在している。

また、第二次世界大戦中の昭和 19 年に、島民のほとんどが、強制疎開により本土への引揚げを余儀なくされ、昭和 43 年の日本復帰による帰島がかなうまで、四半世紀に及ぶ島民の不在という特異な経緯を有している。このような歴史を経て、戦争を現在に伝える貴重な遺跡が多く存在している。

2 成果及び課題

(1) 成果

小笠原諸島の復興を図るため、早急な社会基盤の整備が必要とされ、総合的な計画の下に、補助率のかさ上げなどの特例的措置により、重点的な整備がなされた。

この結果、住宅、水道等の生活基盤、道路、港湾等の交通基盤及びほ場造成、漁港等の産業基盤の整備が行われ、島民が生活するために必要な基盤整備は、相応の成果を挙げてきた。

島民が暮らし、実際に様々な活動が営まれていることは、同諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、我が国の安全の確保や排他的経済水域の保全に大きく貢献している。

(2) 課題

ア 産業の低迷

農・水産業は、パッションフルーツやメカジキなどの代表的な特産品はあるものの、本土との遠隔性、生産規模等のハンディキャップや後継者不足等から、整備された基盤が必

ずしも十分に活用されておらず、その就業者数は全産業就業者数の1割に満たない程度である。一方、建設業及び公務を合わせた就業者数は約4割を占めている。

観光業は、約5割の観光客が3月・7月・8月・12月の4箇月に集中しており、閑散期の集客対策が課題となっている。

また、観光客数はやや回復傾向にあるが、多様な観光客層に応じたツアーメニューや雨天時対策、宿泊施設などの受入態勢は不十分な面もある。

イ 自然への影響

小笠原諸島においては、19世紀に人が居住して以来、農地化や植林など開拓に伴い外来種が持ち込まれたこと、また、近年、南島への無秩序な入島などが、固有種の生態系や貴重かつ希少な自然環境に影響を与えてきた。これらに対して、南島及び母島石門一帯において自然の保護と利用の両立を図る東京都版エコツーリズムの実施により、自然環境の適正な利用と保全の取組を推進している。

なお、貴重な動植物を保護するための外来種対策の実施などが、世界自然遺産登録に向けての課題となっている。

ウ 本土との交通アクセス

遠隔海外孤島である小笠原諸島と本土との交通アクセスは、片道所要時間が約26時間、週約1便の航路に限られている。村民生活の安定ひいては産業振興のため、本土との交通アクセスの改善は喫緊の課題である。

エ 生活環境の整備

本土からの遠隔性や、これからの訪島者の増加に備えた医療の充実、今後の高齢化社会への対応など、医療・保健・福祉の面で解決しなければならない課題がある。

また、復帰後に建設された施設の老朽化、東南海・南海地震等の発生に伴う大規模津波等への対策などが必要となっている。

情報格差是正のため、地上波テレビ放送のデジタル化への対応や高速かつ大容量の通信回線の確保など、本土からの遠隔性等を克服する環境を整備する必要がある。

3 今後の方向

(1) 振興開発の基本理念

小笠原諸島の恵まれた自然環境は、観光振興にとって最大の地域資源であり、その持続的な活用を図っていくためにも、自然環境の保全のために体制づくりや諸施策を展開し、各種事業の実施に際しても自然環境への影響に配慮する必要がある。

特に、小笠原の魅力を高め、全世界に発信していくため、自然環境の一体的な保全に努め、世界自然遺産の登録に向けた取組を着実に進める。

一方、新規観光客の開拓に向けた新たな観光振興策に積極的に取り組み、観光地としての魅力を高め、来島者数の増加を図っていく必要がある。

このため、本計画では、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会のもと、自然環境の保全と産業振興の両立による自立的発展を目指すことを基本理念とする。

なお、振興開発の施策や事業の目標を設定し、評価を行うことにより、振興開発計画の効果を検証していく。

(2) 振興開発施策の方向

ア 自然と共生した定住環境の整備

今後の高齢化の進展に対応するため、医療体制の整備をはじめとする医療・保健・福祉の充実、返還当初に建設され老朽化した施設の更新、東南海・南海地震等の発生に伴う大規模津波等への対策など定住環境の整備や村民の安全確保を進める。

本土との交通アクセス手段については、村民生活の安定のため、自然環境との調和に十分配慮した航空路の将来の開設について幅広く検討を進める。

また、情報通信環境の整備などにより、生活の利便性や医療・福祉の向上に資する取組の推進及び産業の育成・活性化を図る。

これらの整備に当たっては、持続可能な循環型地域社会の形成や恵まれた自然環境との共生に配慮する。

イ 地域資源の積極的・持続的活用

独自の進化をとげた数多くの固有種が見られる貴重な野生動植物をはじめ、欧米や南洋諸島の影響を受けた独特の文化、開発可能性を秘めた水産資源や鉱物資源等の海洋資源など、小笠原諸島の特殊事情に起因した固有の資源を積極的かつ持続的に活用し、地域の活性化に結び付けていく。

特に類まれな自然環境は地球レベルでの財産であることから、その保全を図るとともに同諸島の存在を全世界に発信していくため、世界自然遺産への登録に向けた取組を進めていく。

また、同諸島の地理的・自然的特性を活かした他地域との交流促進や研究機能の充実強化を図ることにより、さらなる地域振興を図っていく。

さらに、将来的には、豊富な太陽エネルギーなど地域で得られる自然エネルギーの積極的な活用により、エネルギー自給率の向上を目指した検討を行っていく。

ウ 地元の発意と創意工夫の活用

小笠原諸島の自立的発展に向けて、地域住民の一層の参画を進め、地域の主体的な取組のもとに地域づくりを行うことが不可欠である。

そのためには、行政のみならず、住民、事業者、関係産業団体、NPOなどが互いに連携・協力し合い、創意工夫による振興開発施策を行っていく必要がある。

また、活力ある地域づくりを担う人材育成を積極的に推進していく。

エ ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

社会基盤整備が相応の成果を挙げてきたことから、今後は、小笠原諸島に特有の地域資源を活かした観光産業や情報産業等の育成により、自立的発展が可能となる産業構造に転換していく必要がある。

また、これまで整備されてきた社会基盤についても、一層の効果の発現を図るため、自然環境をはじめとする地域資源を活用した地域の主体的な取組のもと、ハード施策とソフト施策を一体とした施策の展開を進める。

(ア) エコツーリズムを機軸とした島内産業の振興

地域特産品の開発及び流通の促進、地産地消体制の強化などにより、農・水産業と観光業等との連携を強化し、多様な観光産業の振興を図る。

また、自然環境を活用したエコツーリズムを機軸として島内産業の振興を図る。

(イ) 多様な観光客層の開拓に向けた新たな観光振興

多様な観光客層を受け入れる通年型観光の実現に向けて、自然環境に配慮しつつ、新た

な観光メニューの開発を行う。

また、教育旅行やシニア層、外国人観光客（インバウンド）の誘致を強化するとともに、雨天時の対応など受入態勢を整備し、観光客数の増加を目指す。

(ウ) 環境と調和した景観の創出

豊かで貴重な自然と調和した秩序ある小笠原らしいまちづくりを行い、魅力ある観光地として集客効果を高めていく。環境と調和した景観の創出や良好な景観の保全を図るため、無電柱化等景観形成を推進するとともに、景観法（平成16年法律第110号）、東京都景観条例や小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針による規制と誘導などにより、自然風景と一体となった良好な景観の形成を推進する。

4 計画期間

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5箇年間とする。

5 目標人口

平成25年度末人口は、短期滞在者を含め、約3,000人と想定し、最大入込数は、約2,000人を予定するものとする。

6 施策や事業の目標設定及び評価

振興開発計画の施策の検証や事業の着実な実施のため、下記の目標を設定する。

なお、計画期間中に中間的な評価を行い、施策や事業執行に反映していく。

指標	基準		目標（平成25年度）
農業産出額	平成16～19年(平均)	101,808千円	120,000千円
年間漁獲量	平成10～19年(平均)	505 t	510 t
年間入込客数	平成16～20年度(平均)	21,236人	26,500人
教育旅行者数	平成17～20年度(平均)	7件 300人	11件 550人
クルーズ船入港数	平成16～20年度(平均)	6隻 2,440人	7隻 3,000人

入込客数には定期船客以外の観光船客を含む。

7 島別の対処方針

父島及び母島については、各種振興開発事業を実施・推進するものとし、実施に当たっては、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、周囲の自然環境や景観との調和を図る。

また、父島については、小笠原諸島の玄関口として観光地らしさを、母島については自然の豊かさを演出するなど、それぞれの島の特性を活かした振興策を検討する。

硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることにかんがみ、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。

その他の島しょについては、自然の保護と利用の両立を図るため、所要の調査検討を行い、自然公園法等との調整を図りながら適切な措置を講ずる。

第2 振興開発事業計画

小笠原諸島の振興開発に関する各分野の計画は、以下のとおりである。

なお、個々の事業の実施に当たっては、国の支援措置等を有効活用しつつ、各事業主体間及び事業間の連携を強化し、ソフトとハードの両面から、効率的・効果的な施策展開に努めていく。

1 土地の利用に関する事項

土地利用計画については、次の用途区分に基づいて行うものとし、その地域区分及び面積は次の表のとおりとし、父島及び母島の土地利用計画図はおおむね次の図のとおりとする。

また、土地利用計画に基づく適正な利用を図るため、関係機関等が連携して、特別賃借権や土地利用の規制・誘導のあり方等を検討する。

なお、土地取引の活性化を図るため、地籍調査を推進し、土地資源の有効活用を図る。

(1) 集落地域

父島については、大村・清瀬・奥村地区並びに扇浦の一部及びその周辺地区を集落地域とする。

母島については、沖村地区並びに静沢の一部及びその周辺地区を集落地域とする。

(2) 農業地域

父島については境浦・吹上谷・扇浦・洲崎・二子・小曲・長谷・北袋沢・時雨山地区を、母島については蝙蝠谷・船見台・静沢・大谷・船木山・評議平・中ノ平・南崎地区を農業地域とする。

(3) 自然保護地域

小笠原諸島の優れた自然景観を保護し、学術上貴重な動植物、地質地形等を保全するために必要な地域及び森林として管理保全することが必要な地域を自然保護地域とする。

(4) その他地域

上記の地域以外に各種の利用が想定される地域等を、その他地域とする。

土地 利 用 面 積 表

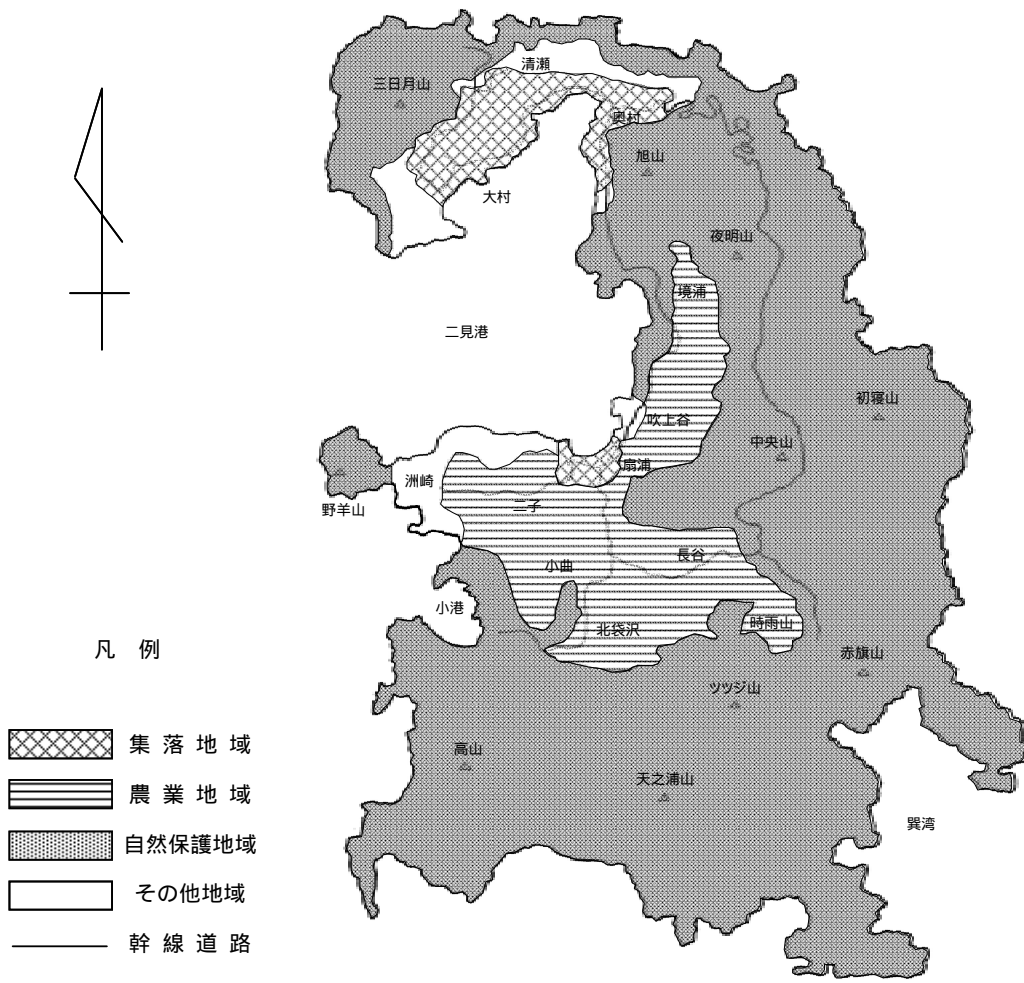
(単位：平方キロメートル)

島別 地域区分	父 島	母 島	その他の 島しょ	計
集落地域	1.39	0.22	-	1.61
農業地域	3.21	2.69	-	5.90
自然保護地域	17.91	16.82	37.66	72.39
その他地域	1.29	0.48	22.74	24.51
計	23.80	20.21	60.40	104.41

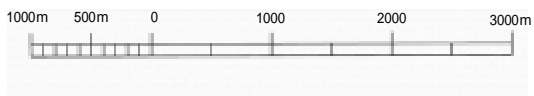
(注) 1 父島及び母島の面積には、附属島を含まない。

2 「その他の島しょ」の「その他地域」の数値は、硫黄島、沖ノ鳥島及び南鳥島の全域の面積である。

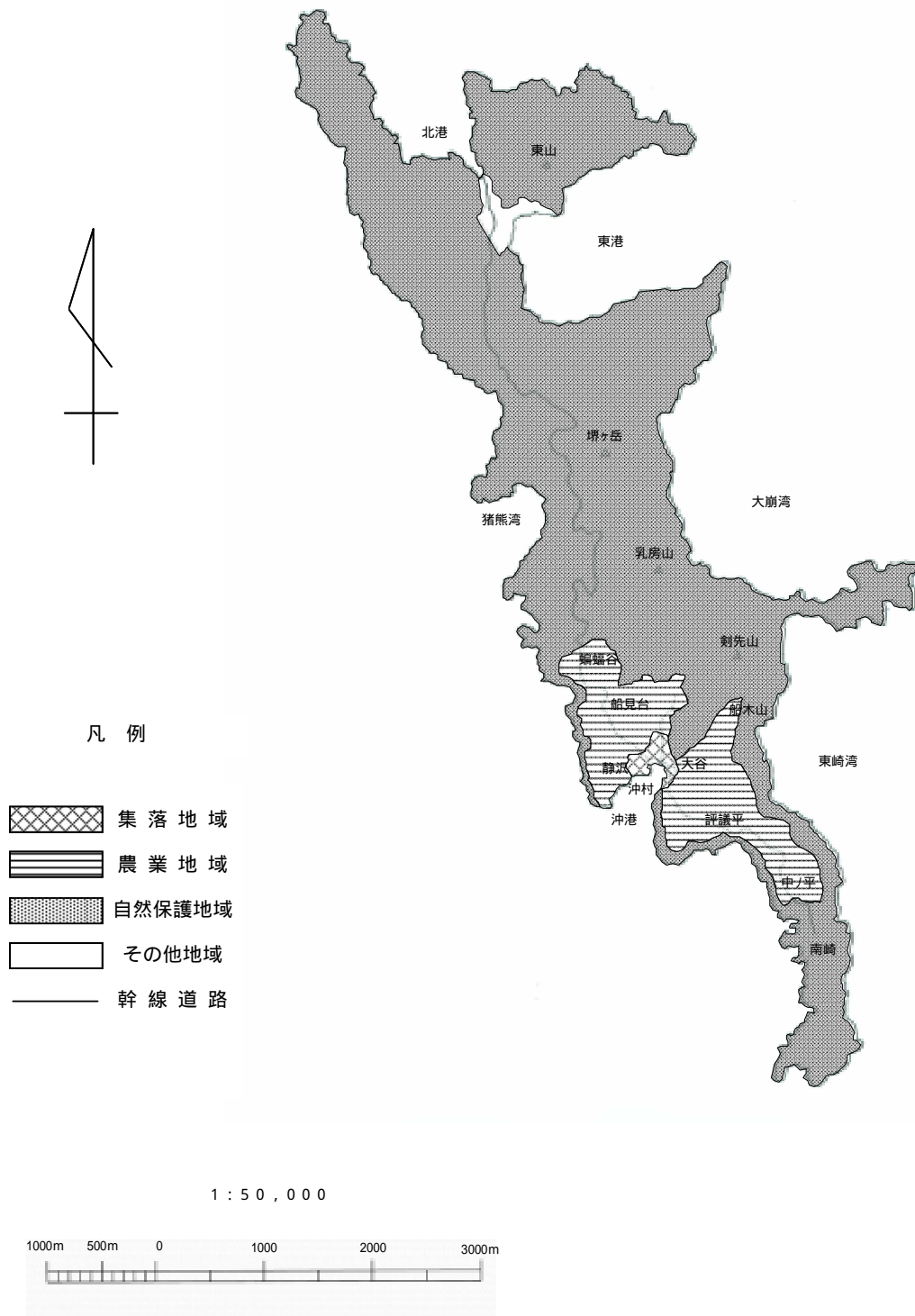
父島土地利用計画図



1 : 50 , 000



母島土地利用計画図



2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

(1) 交通施設

ア 港湾

港周辺の整備に当たっては、世界自然遺産登録を目指す小笠原諸島にふさわしい景観となるよう配慮する。

父島二見港については、本土との唯一の交通機関である船舶輸送を確保するため、東南海・南海地震等の発生に伴う大規模津波等への対策として岸壁の改良を進める。

また、港内の安全性・利便性等の向上のため、乗船客と物資の動線分離を検討する。

母島沖港については、物揚場の整備等により係留施設の充足を図るとともに、防波堤の整備など港内の利便性・安全性の向上を図る。

イ 航空路

小笠原村の最重要課題である本土との交通アクセスの改善のため、自然環境との調和に十分配慮した航空路の将来の開設について幅広く検討を進める。

この検討に当たり、東京都と小笠原村で設置した小笠原航空路協議会が実施するP I活動により、情報公開を行いながら関係者間の円滑な合意形成を図る。

東京都は、自然環境への影響、費用対効果、運航採算性、安全性、最新の技術開発動向等について総合的に調査・検討を行い、P Iに反映させる。

P I（パブリック・インボルブメント:Public Involvement）とは

政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。

ウ 道路

都道については、線形改良・歩道設置等の道路改良や土砂崩落・落石防止対策等を引き続き進め、歩行者及び車両通行の安全性・快適性等の向上を図るとともに、観光地へのアクセス機能を向上し、観光振興に寄与する。

また、景観に配慮した都道の再整備として、小笠原諸島の玄関口である二見港周辺において、無電柱化や歩道のバリアフリー化を進め、小笠原特有の自然や周辺環境と調和した、美しい街並みの形成や施設整備を図る。

村道については、集落内の路線について補修・改修を行うとともに、道路防災総点検に基づき災害防除を行い、より安全な道路整備を進める。

扇浦、静沢地区周辺の農道については、振興開発への利活用を検討した上で、村道への転用や必要となる整備を行う。

エ 航路

利用者の利便性及び快適性の向上と産業の振興を図るため、東京・父島間及び父島・母島間の航路の改善について検討する。

(2) 情報通信体系

地域イントラネット基盤施設整備事業として、海底光ケーブルの敷設を着実に進めるとともに、島内の光ケーブル網等を活かしたブロードバンド環境を整備し、利便性の向上や産業振興を図る。

また、海底光ケーブル敷設後に向けて、医療サービスの向上や、教育・文化、気象等の情

報を利活用できる仕組みについて検討する。

また、海底光ケーブルの敷設にあわせ、島内の光ケーブル網等を活かした地上波テレビ放送のデジタル化への円滑な移行を図る。移行に当たっては、衛星利用による暫定的な難視聴対策の活用を図ることとし、島内の光ケーブル網関連設備の改修等を進める。

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

農業・水産業・商工業と観光業との連携を強化し、島内流通体制など地産地消の仕組みづくりや本土における販路拡大を図るとともに、小笠原ブランドとしての定着・普及を図る。さらに、自然環境の保全を付加価値として生かすことのできる自然と共生した産業の振興を図る。また、物資輸送にかかるコスト軽減のための措置を引き続き講ずる。

(1) 農業

農道、水利施設など農業関連施設を整備するとともに、鉄骨ハウスや農産物加工施設などの共同利用施設の整備を進め、農業協同組合の育成・強化に努める。

試験研究及び農業技術の改善・普及に努め、生産性の向上及び経営の安定化を目指すとともに、後継者の育成を支援し農業従事者の確保を図る。

病害虫の防除やノヤギなどによる農業被害対策等を講じるとともに、土壌改良及び地力の維持増進を図る。

また、農地の所有者と利用者を仲介する仕組みづくりに取り組み、農地の流動化を図り、農地の確保を推進する。

(2) 水産業

漁港内において、東南海・南海地震等の発生に伴う大規模津波等への対策として既存防波堤施設の強化を図る。

また、港内静穏度を確保し、漁船の安全な停泊場を確保するため、防波堤を新設する。

水産物の出荷体制の改善を図り、漁業協同組合の育成・強化に努める。

新たな有用魚種の種苗生産技術の開発など、試験研究及び漁業技術の改善・普及に努め、生産性の向上及び経営の安定化を目指すとともに、後継者の育成を支援し水産業従事者の確保を図る。

(3) 商工業

地場製品の生産の拡大及び品質の向上を図るとともに、農水産物などを活用したさらなる地域特産品の開発及び流通の促進を進め、小笠原ブランドとしての定着・普及を図る。

商工会の育成に努め、経営指導体制を強化する。

にぎわいのある商店街の形成を図るため、そのあり方の検討を進めるとともに良好な景観形成を誘導する。

4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

(1) 住宅及び生活環境施設

ア 住宅

居住環境の向上及び環境に配慮した住まいづくりを目指し、老朽化した小笠原住宅の建替えを推進する。

また、シロアリによる家屋等への被害を防除するため、集落地域内での防除の徹底による排除及び周辺地域からの再侵入防止を柱とする「人とシロアリの住み分け方針」に基づく対策を行うとともに、駆除方法の研究等を進める。

イ 簡易水道

父島・母島ともに浄水場が老朽化しているため、計画的に改修や建替えを進める。改修・建替えにあたっては、水質・維持管理等の総合的な観点で浄水処理方法等の見直しを行う。

父島については、扇浦浄水場の建替えに伴い、東南海・南海地震等の発生に伴う大規模津波等への対策を踏まえて、高所への移転を行う。

また、良質な水の安定供給のため、水源の確保に努めるとともに、老朽化した施設の更新及び機能の向上を図る。

ウ 生活排水処理

コミュニティ・プラント整備区域においては、老朽化した電気・機械設備の計画的な更新など施設の改修を進め、生活排水処理施設の機能向上を図るとともに、汚泥の減量対策を進めるなど環境負荷の低減を図る。

その他の区域については、合併処理浄化槽の設置を推進し、適正な維持管理を行う。

また、両区域を一体的に管理することにより、生活排水の適正な処理等を行い、公衆衛生の向上による清潔な生活環境づくり及び自然環境の保全のため公共用水域の水質汚濁の防止に努める。

エ ごみ処理

ごみ処理施設等の耐用年数等に応じた計画的な改修・更新を進め、機能の維持及び老朽化した施設の延命を図る。

また、ごみの減量化及び資源の循環利用を徹底するなど、本土との広域連携により、離島においても持続可能な循環型社会の構築に努める。

(2) 保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保

保健・福祉・医療相互間の連携を強化し、本土から極めて隔絶した同諸島に生活する島民の自立を支えるサービス基盤の整備を検討し、少子高齢化社会に対応した施策の充実を図る。

ア 社会福祉

父島診療所の建替えと併せて、高齢者の入所施設の整備を進め、複合的な施設として福祉と医療の連携を強化する。

なお、一定の福祉サービスの水準を確保するため、管理運営体制の充実を図る。

母島においては、高齢者在宅介護サービスの拠点を整備する。

また、次世代育成支援後期行動計画の策定を進め、すべての子育て家庭を視野に入れたサービスの提供に努める。

イ 医療

医療機器等診療設備の整備を進め、医療水準の向上を図るとともに、医師や看護師の管理運営体制を強化し、小笠原諸島周辺海域における唯一の医療機関としての役割を発揮する。

また、救急患者の搬送等救急体制の維持・充実を図る。

父島においては、老朽化した父島診療所の建替えを進め、新診療所においては村民二一

ズに対応した医療サービスの拡充や在宅医療など新たなサービスの展開を図る。

父島診療所の建替えに伴い整備する医療・福祉の複合施設が平成22年度に供用開始されることから、医療・福祉・保健の連携体制の確立を図るとともに、看護師等の医療スタッフを確保するために必要となる住宅の整備を行う。

(3) 市街地又は集落の整備及び開発

景観法（平成16年法律第110号）に基づき都が定める景観計画など景観に関する規制誘導策を活用し、世界自然遺産候補地に相応しい良好な街並み景観を形成するとともに、集落内の道路における無電柱化や歩道の整備及び都市公園等の整備を行うなど、景観に配慮したまちづくりを推進する。

また、屋外広告物表示のルールを策定し、観光資源としての魅力向上や自然景観と調和した景観の創出を図る。

なお、集落開発として、需要に応じた新たな宅地分譲事業を検討する。

5 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

(1) 自然環境の保全

ア 小笠原固有の希少種保全の推進

島の成立以来、一度も大陸と陸続きにならなかったことがない海洋島の特異な生態系を守るため、小笠原諸島に生息・生育する固有動植物の保全に取り組む。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業を行う。

イ 外来種対策等の推進

世界的にも貴重な小笠原諸島の自然環境を保全するため、管理計画等に基づく外来種対策等について、住民、NPO、関係機関等と連携・協力し実施する。

また、自然保護上重要な地区の調査等を行い、自然の保護を担保する措置等を実施し、同諸島の貴重な自然を後世に継承するため世界自然遺産への登録を目指す。

なお、世界自然遺産登録後においては、ルールに基づく利用の徹底や利用マナーの向上等に取り組むことにより自然環境の保全を図るとともに、遺産価値の保全を図る拠点施設の整備やその主体となる総合的な管理機関の設立を検討する。

ウ 自然景観の保護及び植生回復

小笠原諸島の優れた自然景観及び世界的にも貴重な自然環境を保護・回復するため、景勝地買収や植生回復等の施策を展開する。

エ 自然の保護と利用との両立

自然の保護と利用との両立を図るため、ルールに基づく利用、自然ガイドの養成、自然環境のモニタリングなどの取組を行うとともに自然保護の意識を高めるため、情報提供機能の充実などビジターセンターの活用を図る。

また、自然保護員による島民・観光客等に対する利用マナーの普及・啓発を行うなど、自然ガイドの活動をサポートするための環境整備を行う。

オ 低炭素地域づくりの推進等

太陽エネルギーなどの積極的な活用を図るとともに、自然エネルギーの利用に関する調査を進め、島内におけるエネルギー自給率の向上を目指す。

また、公共施設における省エネルギー施策の推進など、地球温暖化防止対策に率先して取り組む。

なお、各種事業の実施に当たっては、景観計画や公共事業における環境配慮指針を踏まえ、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、周囲の自然環境や景観との調和を図る。

(2) 公害の防止

各種事業の実施にあたっては、計画の早い段階から自然環境等に及ぼす影響を事前に調査するとともに、未然に公共用水域の水質汚濁防止を図るなど、自然環境の保全に努める。

また、島内で発生するごみの一層の減量化、分別収集及びリサイクルの徹底を推進し、環境への負荷を低減させる循環型社会の構築を図る。

6 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

台風の常襲地帯であることを踏まえ、貴重な自然環境や景観との調和を図りつつ、砂防、地すべり対策等の防災及び国土保全施設を整備するとともに、迅速かつ確実な防災情報受発信体制の充実や島内各施設の安全対策等を講じ、島民・観光客等の安全確保を図る。

また、東南海・南海地震等の発生に伴う大規模津波等への対策として、二見港岸壁を改修するほか、扇浦浄水場の高台への移設や避難用道路整備の検討などに加え、避難救援体制の一層の充実を図り、総合的な津波災害対策を講じていく。

7 教育及び文化の振興に関する事項

(1) 教育

小笠原諸島特有の伝統文化、歴史、自然環境などを取り入れた郷土学習や平和教育について、地域社会と連携し推進するとともに、国際化の進展に応じた国際理解教育を推進する。

また、学校施設の開放をはじめ島内施設の有効活用などにより、社会教育の充実を図る。

なお、老朽化した父島の小・中学校については、建替えを検討する。

(2) 文化の振興

文化財及び文化の保護・保存を図るとともに、戦跡についてもその保存・活用を図る。

また、小笠原諸島を海洋資源等の研究・教育の拠点として活用することについて、関係機関と連携しその可能性を探る。

8 観光の開発に関する事項

(1) 多様な観光客層の開拓と新たな観光メニューの開発

戦略的な集客対策により、修学旅行生や中高齢者を中心とした、多様な観光客層を開拓し、閑散期の集客を図る。

また、世界自然遺産候補地として、エコツーリズムを推進するとともに、観光振興と将来にわたり継承すべき貴重な自然環境の保全との両立に十分配慮しながら、旅行業者等と連携を図り、戦跡巡りなど歴史や文化的な観光コースや、恵まれた自然環境を保全しつつそれを活かした体験交流型の観光メニューの開発を進め、多種多様な観光の展開を図る。

(2) 観光客受入態勢の充実

宿泊施設等の事業者に対し施設整備や設備等の改善を促すとともに、サービスの向上やホスピタリティーの醸成を図る。

島内移動手段の充実を図るとともに、外国人観光客（インバウンド）の受入態勢を整備する。

園地・遊歩道などの観光関連施設を整備するとともに、世界自然遺産候補地としての小笠原諸島の自然環境の価値や歴史・文化などに関する情報提供及び雨天や海況不良時の観光客へのサービスの向上のため、ビジターセンターの充実を図る。

また、農業と観光業の連携を推進するため、体験交流施設や亜熱帯農業センターに小笠原の固有植物などの展示施設の整備を検討する。

(3) 観光業と他産業との連携強化

観光業と農業・水産業・商工業との連携を強化し、島内流通体制など地産地消の仕組みづくりや小笠原ブランドとしての定着を目指した特産品の開発に取り組む。

(4) 小笠原らしい景観の創出

景観計画や東京都景観条例等の規制誘導策により、自然環境に恵まれた小笠原にふさわしい、環境と調和した良好な景観を保全するとともに、美しい街並み景観の創出を図る。

また、観光客にとって魅力ある、小笠原らしいまちづくりを推進するため、植栽等による道路等の景観整備などを実施する。

(5) 観光情報の発信・提供

インターネット、テレビ、雑誌など多様なメディアの活用及びイベントなどを効果的に実施し、世界自然遺産候補地としての小笠原諸島の魅力を広く国内外に発信・提供し、観光地としての知名度・評価の向上を図る。

(6) 航路の利便性・快適性の向上

利用者の利便性や快適性の向上のため、所要時間短縮に向けた取組や各種サービスの向上等について、関係機関と協力し、改善を目指す。

9 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

小笠原諸島を訪れる人々がその滞在や体験を通じ、同諸島の自然、文化、歴史などについて理解を深め、島民と交流が図られるプログラムを開発する。

また、交流の場として島内の公共施設等を活用できる方策を検討するとともに、友好市町村などとの交流や、シンポジウムへの参加などを通じて国内外の地域との交流に取り組む。

さらに、宿泊施設の団体対応等を検討しつつ、島外の子ども達が、同諸島の自然や文化に触れる貴重な機会となる教育旅行や体験活動などの交流活動の場として発信していく。

将来的に同諸島を海洋資源等の調査や貴重な動植物の研究の拠点として活用することについて、可能性を探っていく。

10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

小笠原諸島の貴重な自然環境等の地域資源を生かした地域主体の振興開発による自立的発展を促進するため、地元の発意と創意工夫による島おこしや地域づくりを担う人材を育成する。

このため、自然環境の保全と観光振興の両立を目指すエコツーリズムの担い手である自然ガイドの養成及び資質の向上を図るほか、島内の教育機関や研究機関などの協力による研修や、島民自らが実施する講習会、ワークショップ等の活動の推進を図る。

また、島内の公共施設等が、情報提供や人材育成の拠点としての機能を果たせるよう、その

あり方を検討する。

11 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項

振興開発の推進に当たっては、行政、住民、事業者、NPO等の多様な主体が連携・協働し、それぞれの特性を活かして地域住民の参画を一層進め、地域の主体的な取組を推進する。

この取組を進めるため、振興開発に寄与する人材の育成を図るとともに、振興開発を担う多様な関係者が連携・協力できる環境の整備を行う。

12 その他帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

(1) 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

帰島を希望する旧島民の受け入れに対応していくため、引き続き環境整備を図る。

硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。

(2) 小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

ア 金融対策

住民生活の安定及び産業の振興に必要な資金を円滑に供給するため金融制度の充実を図り、特別の金融対策を講ずる。

イ 各種調査の実施

計画の進捗や施策に関する目標の評価等に必要な各種調査を実施する。